

『大阪公立大学大学教育』編集委員会規則

2022 年 4 月 1 日施行

- 第 1 条 高等教育研究開発センターに『大阪公立大学大学教育』編集委員会（以下「編集委員会」という）を置く。
- 第 2 条 編集委員会は、『大阪公立大学大学教育』の編集および発行に関する業務を行う。
- 第 3 条 編集委員はセンター会議で選出される。編集委員長は編集委員の互選によって選ばれる。
- 第 4 条 編集委員会は編集委員長 1 名と編集委員 4 名以上をもって組織する。
- 2 編集委員長および編集委員の任期は原則 2 年とし、再任を妨げない。
- 第 5 条 編集委員長は、編集委員会を代表し、その業務を総括する。
- 2 編集委員長は、編集委員会会議を招集し、その議長となる。
- 3 編集委員長に事故あるときは、編集委員長の指名する編集委員がその職務を代行する。
- 第 6 条 編集委員は、第 7 条に定める審議事項の決定にもとづき、編集および発行に関する業務を分担して、その実務にあたる。
- 第 7 条 編集委員会会議における審議事項は次のとおりとする。
- 一 『大阪公立大学大学教育』について、編集および発行の方針を定めること。
 - 二 募集すべき原稿の提出期限、収集方法等を定めること。
 - 三 提出された原稿（研究論文、報告論文、資料論文）については査読者を定め、査読結果の報告を受けてその原稿の取り扱いを決めること。
 - 四 『大阪公立大学大学教育』に掲載する原稿を予定し、調整の上決定すること。
 - 五 業者へ発注する原稿の取りまとめと、仕様・発注・校正・納品の日程・費用見積等について確認すること。
 - 六 その他『大阪公立大学大学教育』の編集および発行に関すること。
- 第 8 条 この規則に定めるもののほか、編集委員会の運営に関し必要な事項は、編集委員会が定める。